

基監発 0311 第 1 号
平成 28 年 3 月 11 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

社会保険労務士の業務について

社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成 26 年法律 116 号)については、本法案の審議に当たって、政府は、「社会保険労務士による労働争議への介入が可能となる範囲については、客観的に明確となるよう必要な措置を講ずること。」等の附帯決議がなされたものである(別紙参照)。

社会保険労務士による労働争議への介入については、平成 18 年 3 月 1 日付け厚生労働省基発第 0301002 号・庁文発第 0301001 号「社会保険労務士法の一部を改正する法律等の施行について」の記の第 1 の 1 をもって通知されているところであるが、下記について、的確に運用されたい。

なお、現実には、労働争議時の団体交渉の態様の多様性等から判断が困難な場合があり、具体的事情に即して個別的に判断することが必要となることに留意されたい。

記

- 1 労働争議時において、当事者の一方の行う争議行為の対策の検討、決定等に参与するような相談・指導の業務については、社会保険労務士法第 2 条第 1 項第 3 号の業務に該当することから、社会保険労務士の業務として行うことができること。
- 2 社会保険労務士が、労働争議時の団体交渉において、①当事者の一方の代理人となって相手方との折衝に当たること、②当事者の間に立って交渉の妥結のためにあっせん等の関与をなすことはできないこと。

【別紙】

- 社会保険労務士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
参議院厚生労働委員会附帯決議（平成 26 年 11 月 11 日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1～3 （略）

4 社会保険労務士による労働争議への介入が可能となる範囲については、客観的に明確となるよう必要な措置を講ずること。

5 （略）